

令和5年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて12枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(3)のとおりです。
 - 適用すべき法令については、令和5年1月1日現在において施行されているものとします。
 - 建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
 - 地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の住宅史に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 広間型(三間取)は、江戸時代からの農家の平面形式の一つとして普及した。
2. 江戸時代の町家には、表口から裏口へ通り抜けることができる土間をもつ通り庭形式がみられた。
3. 中廊下式住宅は、明治末期から大正時代の中流階層の住宅に現れ、その後の都市住宅の平面構成の一つとして普及した。
4. 数寄屋造りの住宅は、茶室建築の手法が取り入れられた建築物であり、鎌倉時代に現れた。
5. 武家の住宅としての書院造りは、桃山時代に完成された。

〔No. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 周波数 ————— Hz
2. 立体角投射率 ————— %
3. 絶対湿度 ————— kg/kg(DA)
4. 熱容量 ————— kJ/K
5. 音圧レベル ————— Pa

〔No. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 風による建築物の風上側と風下側の間に生じる圧力差は、風速の二乗にほぼ比例する。
2. 上下の開口部に作用する圧力差は、室内外空気密度の差と中性帯からの垂直距離に比例して増加する。
3. 居室の必要換気量は、一般に、居室内の二酸化炭素濃度の許容値を基準にして算出する。
4. 絶対湿度を変えずに、空気を加熱すると、その空気の相対湿度は低くなる。
5. 必要換気回数は、必要換気量をその室の床面積で除した値をいう。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. せっこうボード、ガラス、ステンレス鋼のうち、熱伝導率が最も大きいものはステンレス鋼である。
2. 壁の面積が大きくなるほど、壁の熱貫流率は大きくなる。
3. 熱放射は、電磁波による熱移動現象であり、真空中においても、熱は移動する。
4. Low-E複層ガラスは、普通ガラスを用いた複層ガラスに比べて、一般に、日射遮蔽係数は小さいので日射熱の遮蔽効果は大きい。
5. 外壁の室内側の表面結露を防止するためには、その壁の室内側表面温度を室内空気の露点温度以上に保つようにする。

〔No. 5〕 光・色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 全天空照度とは、建築物などの障害物がなく、全ての天空を見渡せるときの直射日光を除いた天空光のみによる水平面照度のことである。
2. 可視光線の視感度は、一般に、波長により異なる。
3. 北緯 35 度の地点において、冬至の日の南中時の直達日射量は、南向き垂直面より水平面のほうが大きい。
4. 二つ以上の色が相互に影響し合い、色の違いが強調されて見えることを、色対比という。
5. マンセル色相環の中心をはさんで相対する 2 色は、互いに補色の関係にある。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 点音源から放射される音の強さは、音源からの距離が 2 倍になると、 $\frac{1}{4}$ になる。
2. 残響時間は、室の吸音力に比例し、室容積に反比例する。
3. 床衝撃音の対策として、重量床衝撃音に対しては床の材質を重くし、軽量床衝撃音に対しては柔らかい床仕上げ材を使用することが有効である。
4. 室内騒音について、一般に、推奨される騒音レベルが小さい用途の室ほど、NC 値は小さくなる。
5. 多孔質材料の吸音率は、一般に、低音域の音より高音域の音のほうが大きい。

〔N o. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ヒートアイランド現象が都市に与える影響は、熱帯夜日数の増加、都市の内陸部まで広域にわたる大気汚染の助長、局地的な集中豪雨、動植物の生息域の変化などがある。
2. 屋上や壁面の緑化は、建築物への熱吸収を抑制し、外皮表面温度の上昇抑制によって外気への対流顕熱を減少させることができる。
3. 二酸化炭素、フロン、メタン、水蒸気などの温室効果ガスのうち、地球温暖化係数が最も大きいものは二酸化炭素である。
4. 暖房デGREEデーは、その地域の気候条件を表す指標であり、その数値が大きいほど、暖房に必要な熱量が大きくなる。
5. 建築物の建設から、運用、更新、解体・処分に至る一連の過程で排出される二酸化炭素排出量を分析・評価することをLCCO₂(ライフサイクルCO₂)評価という。

〔N o. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 濡れ縁は、住宅の外側に設けた雨ざらしの縁側である。
2. サニタリールームは、大量の日光を室内に取り込むように、屋根や壁などをガラス張りとした室である。
3. パントリーは、食料や食器を貯蔵・収納する室である。
4. ユーティリティールームは、洗濯、アイロンかけなどの家事を行うための室である。
5. アイランド型キッチンには、シンク、調理台、コンロなどの台所設備の一部を、壁から離して独立させ、島型に配置した形式の台所である。

〔N o. 9〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 片廊下型は、各住戸の居住条件を均等にしやすい。
2. 中廊下型は、一般に、住棟を南北軸に配置することが多い。
3. 階段室型は、各住戸の通風、採光を得やすく、プライバシーも確保しやすい。
4. スキップフロア型は、共用廊下のある階の住戸は通風、採光に優れ、プライバシーが確保しやすい。
5. 片廊下型や中廊下型は、ライトウェルを設けることにより、住戸の採光や通風の条件が改善される。

〔N o. 10〕 併用住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. 衣料品店併用住宅のフィッティングルームの内法寸法を、0.9 m×0.9 mとした。
2. 診療所併用住宅の療養病床の個室の内法面積を、6.4 m²とした。
3. 飲食店併用住宅のカウンター内の床の高さを、客席の床より低くした。
4. 事務所併用住宅の事務室の間仕切りの高さを、座ったままで見通しがきくように、150 cmとした。
5. 美容院併用住宅の美容室の床材を、不浸透性材料とした。

〔N o. 11〕 木造建築物に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. 木割りは、我が国の伝統的な建築において、各部材の比例関係や大きさを決定する体系である。
2. 長押は、一般に、見え掛りを柱目とする。
3. 見込みは、部材を取り付けたり、組み立てた場合、正面から見える面をいう。
4. 上がりがまち框は、玄関などで床に段差があるとき、高いほうの床の縁に取り付けられる化粧の水平材をいう。
5. 竿縁天井の竿縁の方向は、一般に、床の間に対して平行とする。

〔N o. 12〕 次の建築物と用語との組合せのうち、**最も関係のないもの**はどれか。

1. 図書館 ————— ブラウジングコーナー
2. 事務所 ————— センターコア
3. 小学校 ————— ユニットプラン
4. ホテル ————— クリーンルーム
5. 集合住宅 ————— スケルトン・インフィル

〔N o. 13〕 住宅の諸室等の一般的な平面寸法として、**最も不適當なもの**は、次のうちどれか。

1. 小型自動車2台分の車庫スペースを、400 cm(幅)×580 cm(奥行)とした。
2. 自転車2台分の駐輪スペースを、120 cm(幅)×190 cm(奥行)とした。
3. 1人用の子ども室に設ける洋服等の収納スペースを、120 cm(幅)×60 cm(奥行)とした。
4. 洗濯機を設置する洗面脱衣室を、140 cm×180 cmとした。
5. ベッドを設置する夫婦寝室を、360 cm×360 cmとした。

〔N o. 14〕 住宅の一般的な各部寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 下駄箱の奥行きを、40 cmとした。
2. 襖^{ふすま}の引手の取り付け高さを、床面から80 cmとした。
3. 玄関のインタホンの取り付け高さを、床面から140 cmとした。
4. 玄関扉のレバーハンドルの取り付け高さを、床面から130 cmとした。
5. 調理台の高さを、床面から85 cmとした。

〔N o. 15〕 一戸建て住宅の屋内階段に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 階段は、段板を両側の桁に差し込んで支持する側桁階段とした。
2. 階段裏を見せないように、裏板を張った。
3. 階段の蹴込み寸法を、2 cmとした。
4. 階段上部の天井高さを、踏面の先端から210 cmとした。
5. 階段の手摺^{すり}の取り付け高さを、踏面の先端から110 cmとした。

〔N o. 16〕 住宅の窓に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 引込み窓は、窓全体を開放することができる。
2. 下部を外側に開く横軸回転窓は、雨仕舞がよいことから欄間の換気窓として使われる。
3. 突出し窓は、建具の上端を水平回転軸として開閉する方式の窓である。
4. 外側の建具と内側の建具で構成された二重窓は、防寒、保温、防音に効果がある。
5. 上げ下げ窓は、雨仕舞に配慮して、下部の建具を屋外側にする。

〔N o. 17〕 高齢者、車椅子使用者等に配慮した建築物の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 屋内の廊下において、キックプレートと兼用した幅木を設けるに当たり、その高さを床面から25 cmとした。
2. 車椅子使用者の利用を考慮して、1 台当たりの駐車スペースの幅を 350 cmとし、利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けた。
3. 開き戸は、動作に困難のある人にとっては使いにくいいため、自動式引戸に改修した。
4. 傾斜路の上端・下端では、手摺^{すり}を水平に 45 cm延長した。
5. 車椅子使用者の利用を考慮して、便所の出入口の有効幅を 90 cmとした。

〔N o. 18〕 環境に配慮した建築物の計画手法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ソーラーチムニーは、居室などの南側に付室を設け、ここで集めた熱を室内に循環する方法である。
2. クールチューブは、地中に埋設した管内に空気を送り込み、地中温度が夏期には外気温より低いことを利用して冷気を得る方法である。
3. ライトシェルフは、窓中段部に設置した庇により、庇下部の窓面からの日射を遮蔽しつつ、庇上部の窓面から室内に自然光を導く手法である。
4. ナイトパージは、夜間に室内の空気よりも低温の外気を取り入れて、室内の躯体等を冷やすことで、翌日の冷房負荷を軽減する方法である。
5. エアフローウィンドウは、一般に、二重のガラスの間にブラインド等の遮光装置を設置し、室内空気を通すことで、熱負荷を低減する方法である。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係のないものはどれか。

1. ガス設備 ————— ヒューズコック
2. 給水設備 ————— ボールタップ
3. 換気設備 ————— ダンパー
4. 空気調和設備 ————— バスダクト
5. 照明設備 ————— ウォールウォッシャ

〔No. 20〕 換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. レンジフードファンのダクトは、一般に、金属製を使用し、断熱材による断熱施工が必要である。
2. 便所の換気量の算出に用いられる換気回数は、一般に、5～15回/hとされている。
3. 第三種換気は、自然給気と機械排気との併用による換気方式である。
4. 全熱交換型換気扇は、中間期などの外気冷房が効果的な状況において、一般に、バイパス機能により熱交換を行わないほうが省エネルギー上、有効である。
5. 住宅の居室に設置する24時間機械換気の換気回数は、原則として、0.3回/h以上とする。

〔No. 21〕 冷暖房設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、設定温度を高くしても、快適な室内環境を得やすい。
2. 地下水を熱源とする水熱源ヒートポンプは、一般に、地下水温が夏期冷房時には外気温度よりも低く、冬期暖房時には外気温度よりも高いため、空気熱源ヒートポンプに比べて、COP(成績係数)が低くなる。
3. 吹出し気流の到達位置に吸込み口を配置すると、吹出し気流が十分に室内に拡散しないで吸い込まれる場合があるため、吸込み口は到達位置から離すか、又は到達距離外に配置する。
4. 局所式暖房設備は、広い室内空間を適当な温度・湿度に維持することが困難であるため、比較的小規模な建築物や室で用いられる。
5. 空気熱源ヒートポンプエアコンの室外機と室内機を結ぶ配管内には、冷媒が循環している。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 局所式の給湯方式において、湯待ち時間を短くするには、一般に、給湯箇所の近くに加熱装置を設置する。
2. キャビテーションとは、ポンプ内や高速で流れる水の中での低圧部分が気化し、気泡が発生する現象である。
3. 水道直結直圧方式は、安定した水圧と水量が確保されるので、低層建築物よりも中層建築物に適している。
4. 排水立て管の最上部や最下部等には、掃除口を設ける。
5. 建築物内の排水では、汚水と雑排水を別々の系統に分けて流す方式を分流式という。

〔N o. 23〕 電気設備に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 屋内配線では、過負荷などによって電線及び電気器具などに過大な電流が流れ、火災などが発生することを防ぐために、過電流遮断器が設けられる。
2. 電灯・コンセント用の分岐回路は、1回路20Aとする場合、100V回路では1回路に接続される負荷容量を1,600VA以下とする。
3. 廊下や階段等の照明を3箇所のスイッチで点灯・消灯できるようにする場合、3路スイッチが用いられる。
4. 電線の接続は、アウトレットボックス内、ジョイントボックス内で行うことができるが、金属管内では接続点を設けてはならない。
5. 住宅の電気供給方式は、一般に、単相3線式100V/200Vが用いられる。

〔N o. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 雨水排水ますには、雨水中に混在する泥などが円滑に自然流下できるように流れの方向にインバートを設ける。
2. 冷房をファンコイルユニット方式によって行う場合、ドレン配管が必要である。
3. 通気弁は、通気管内が負圧のときは空気を吸引し、排水負荷のないときや通気管内が正圧のときは臭気などの室内への侵入を防止する器具である。
4. 衛生器具排水管の管径は、トラップの口径以上とし、かつ、30mm以上とする。
5. 弁の近くにエアチャンバーを設けることは、ウォーターハンマーの防止に有効である。

〔N o. 25〕 建築設備の省エネルギーに関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)の5段階のマークは、BEIの値が小さいほど、星の数が増える。
2. ヒートポンプ給湯機は、一般に、燃焼式給湯機に比べて、一次エネルギーベースで省エネルギー効果が低い。
3. 外気に面する窓に設けるブラインドは、窓の室内側に設ける場合より室外側に設ける場合のほうが、冷房負荷を低減することができる。
4. ZEHは、外皮の断熱強化と高効率設備により大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等の導入により、年間一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅である。
5. CASBEEにおいては、BEEの数値が高いほど、建築物の環境性能が高い。

学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 既存の住宅を同一敷地内で移転することは、「建築」である。
2. 陶磁器は、「耐水材料」である。
3. 住宅の基礎は、「主要構造部」である。
4. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」である。
5. 請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、「建築主」である。

〔No. 2〕 建築物の面積、高さ及び階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 「建築面積」には、建築物の地階で地盤面上1 m以下にある部分は算入しない。
2. 「建築物の高さ」の算定に当たっては、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3 mを超える場合、その高低差3 m以内ごとの平均の高さにおける水平面を地盤面とする。
3. 「階数」は、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。
4. 「階数」の算定に当たっては、倉庫の用途に供する地階の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{7}$ の場合、「階数」に算入しない。
5. 「軒の高さ」は、原則として、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9 m以下とする。

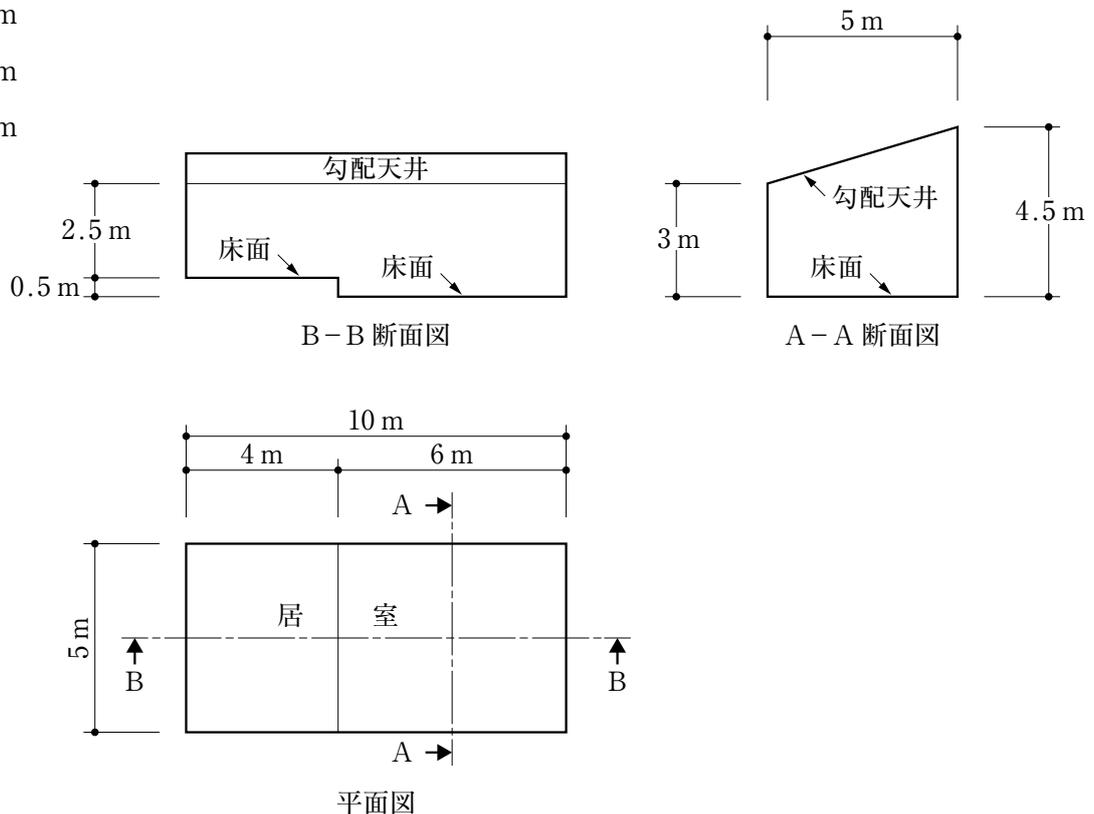
1. 平家建て、延べ面積180 m²の展示場の新築
2. 平家建て、延べ面積220 m²の診療所(患者の収容施設がないもの)の新築
3. 平家建て、延べ面積280 m²の映画館から演芸場への用途の変更
4. 2階建て、延べ面積250 m²の共同住宅から有料老人ホームへの用途の変更
5. 2階建て、延べ面積280 m²の事務所の大規模の修繕

〔No. 4〕 都市計画区域内(都道府県知事が指定する確認が不要な地域ではないものとする。)における次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、防火地域内において、床面積の合計が10 m²の建築物を建築しようとする場合においては、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2. 床面積の合計が15 m²の建築物の除却の工事施工者は、当該建築物を除却しようとする場合においては、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 用途の変更について確認済証の交付を受けた建築物において、当該用途の変更に係る工事を完了したときは、建築主は、建築主事に届け出なければならない。
4. 建築主は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
5. 大規模の模様替をするために確認済証の交付を受けた木造2階建て、延べ面積250 m²の共同住宅について、計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合、改めて確認済証の交付を受けなければならない。

〔No. 5〕 図のような一様に傾斜した勾配天井をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

1. 3.00 m
2. 3.25 m
3. 3.50 m
4. 3.55 m
5. 3.75 m



[No. 6] 木造2階建て、延べ面積150m²の一戸建て住宅に設ける1階から2階に通ずる屋内階段に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める構造方法は考慮しないものとする。

1. 階段の高さが4mであったので、踊場を設けなかった。
2. 幅11cmの手すりが設けられた階段の幅は、手すりの幅の10cm分をないものとみなして算定した。
3. 階段の蹴上げの寸法を23cmとした。
4. 回り階段の部分における踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から30cmの位置において16cmとした。
5. 階段の両側に側壁を設けたので、手すりを設けなかった。

[No. 7] 木造2階建て、延べ面積150m²の一戸建て住宅に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、火を使用する器具は、「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではないものとする。

1. 居室の内装の仕上げにおいて、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するに当たって、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を超えないようにした。
2. 敷地内の排水に支障がなかったので、建築物の敷地は、これに接する道の境よりも低くした。
3. 換気設備を設けるべき調理室において、火を使用する器具の近くに排気フードを有する排気筒を設け、その排気フードを不燃材料で造った。
4. 発熱量の合計が5kWの火を使用する器具のみを設けた調理室に、換気上有効な開口部を設けたので、換気設備を設けなかった。
5. 換気設備を設けるべき浴室の給気口は、煙突や換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けなかったので、その上端を浴室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設けた。

[No. 9] 木造2階建て、延べ面積130 m²の一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分に関するイ～ニの記述について、建築基準法に適合しないもののみの組合せは、次のうちどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

- イ. 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、有効な防腐措置を講ずる部分を地面から1 m以内とした。
- ロ. 小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付けたので、小屋組には振れ止めを設けなかった。
- ハ. 構造耐力上主要な部分である柱の小径を、その柱に接着する土台及びはりの相互間の垂直距離に対して、 $\frac{1}{20}$ とした。
- ニ. 圧縮力を負担する筋かいに、厚さ1.5 cmで幅9 cmの木材を使用した。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

[No. 10] 木造2階建ての建築物(日本瓦葺き、各階の床面積70 m²)の1階部分について、「床面積から算定される構造耐力上必要な軸組の最小限の長さ」を計算する場合、「床面積」と「床面積に乗ずる数値」との組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、2階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設けないものとし、建築基準法施行令第88条第2項の規定に基づく「地盤が著しく軟弱な区域」の指定はないものとする。

	床面積	床面積に乗ずる数値
1.	70 m ²	21 cm/m ²
2.	70 m ²	29 cm/m ²
3.	70 m ²	33 cm/m ²
4.	140 m ²	15 cm/m ²
5.	140 m ²	29 cm/m ²

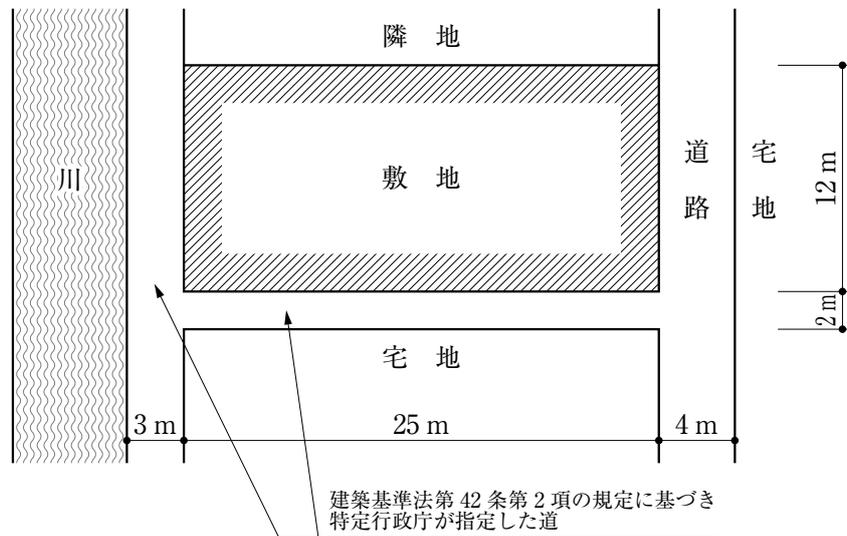
[No. 11] 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではなく、間仕切壁は自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分には該当しないものとする。

1. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内に新築する木造2階建て、延べ面積130m²の一戸建て住宅の外壁は、延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
2. 建築物が建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定が適用される。
3. 平家建て、延べ面積130m²の自動車修理工場は、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
4. 木造2階建て、延べ面積180m²の患者の収容施設を有する診療所を新築する場合、当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
5. 2階建て、延べ面積250m²の倉庫は、耐火建築物としなくてもよい。

[No. 12] 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第2条第九号の三イ又はロのいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるものはないものとする。

1. 木造平家建て、延べ面積200m²の店舗を兼ねる住宅における火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。
2. 木造平家建て、延べ面積50m²の自動車車庫は、内装の制限を受けない。
3. 内装の制限を受ける調理室において、床面からの高さが1.2m以下の壁の部分の仕上げは、内装の制限の対象となる。
4. 内装の制限を受ける居室の天井の回り縁は、内装の制限の対象とはならない。
5. 木造平家建て、延べ面積90m²の集会場は、内装の制限を受けない。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地について、建築基準法上の敷地面積として、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 240 m²
2. 245 m²
3. 264 m²
4. 275 m²
5. 300 m²

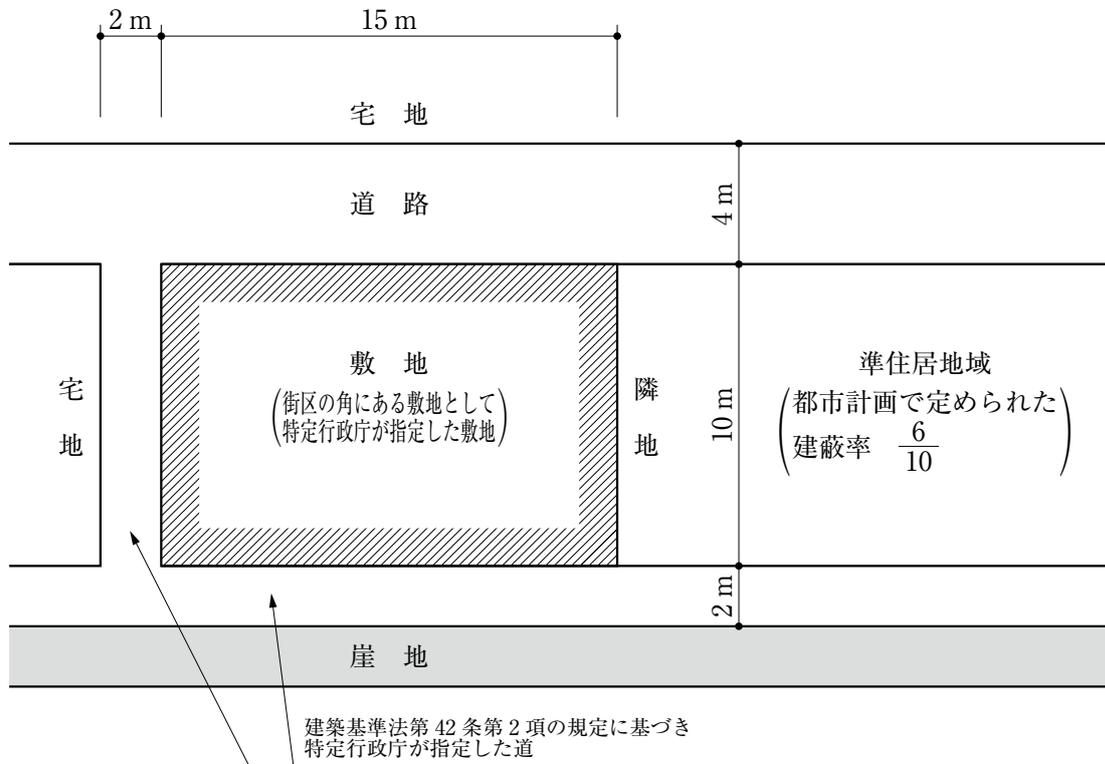
[No. 14] 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内においては、平家建て、延べ面積 300 m²の保育所を新築することができる。
2. 第一種中高層住居専用地域内においては、2階建て、延べ面積 250 m²のカラオケボックスを新築することができる。
3. 第一種住居地域内においては、平家建て、延べ面積 200 m²の倉庫業を営む倉庫を新築することができない。
4. 準住居地域内においては、平家建て、延べ面積 300 m²の映画館(客席部分の床面積の合計が 150 m²のもの)を新築することができる。
5. 近隣商業地域内においては、出力の合計が 0.75 kWを超える原動機を使用する塗料の吹付を営む工場を新築することができない。

[No. 15] 次の建築物のうち、第二種低層住居専用地域内において、建築基準法上、**新築することができる**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

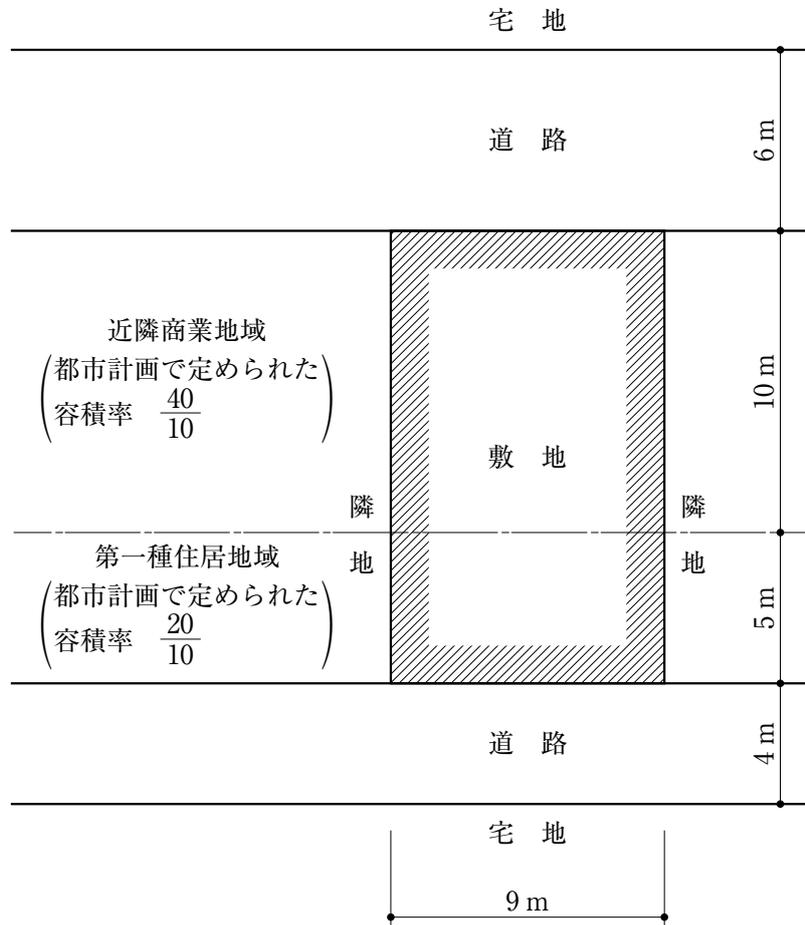
1. 木造平家建て、延べ面積 160 m²の美容院
2. 木造2階建て、延べ面積 150 m²の自家販売のために食品製造業を営むパン屋(作業場の床面積の合計が 70 m²で、原動機の出力の合計が 0.75 kWのもの)
3. 木造2階建て、延べ面積 150 m²の自転車店(作業場の床面積の合計が 50 m²で、原動機の出力の合計が 1.5 kWのもの)
4. 木造2階建て、延べ面積 180 m²の学習塾
5. 木造2階建て、延べ面積 300 m²の老人ホーム

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる木造住宅の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、崖地を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



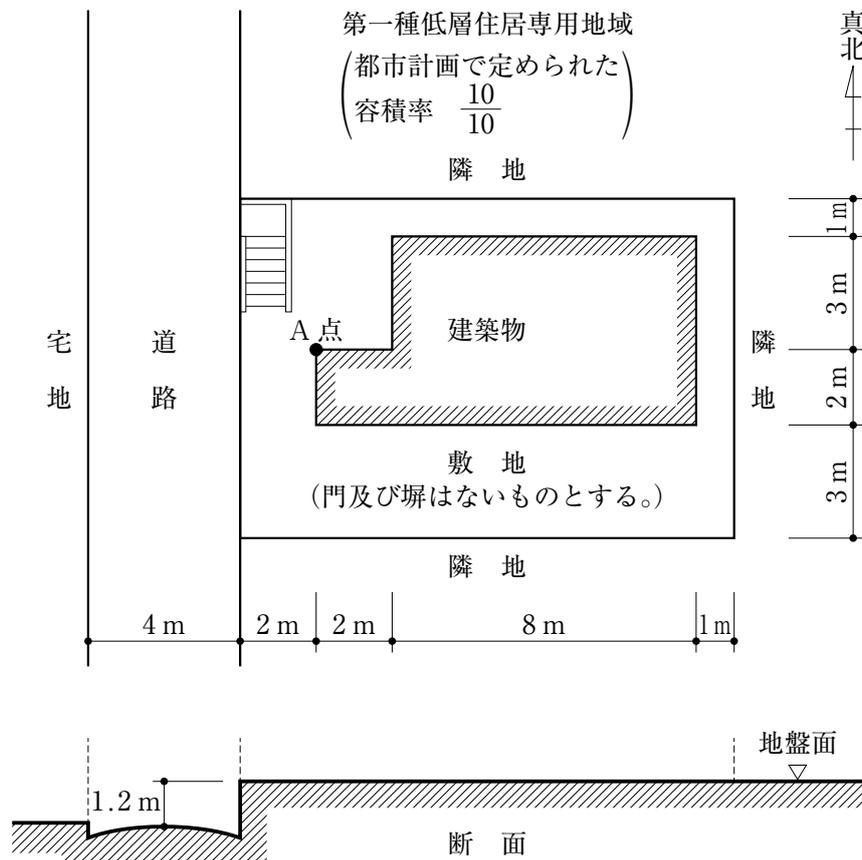
1. 72.8 m²
2. 75.6 m²
3. 78.4 m²
4. 88.2 m²
5. 90.0 m²

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



1. 288 m²
2. 396 m²
3. 414 m²
4. 432 m²
5. 450 m²

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より1.2m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計算式	高さの最高限度
1.	$(4+2) \times 1.25$	7.50 m
2.	$(2+4+2) \times 1.25 - 1.2$	8.80 m
3.	$(2+4+2) \times 1.25 - 1.2 + \frac{(1.2-1)}{2}$	8.90 m
4.	$(2+4+2) \times 1.25 - \frac{1.2}{2}$	9.40 m
5.	$(1+3) \times 1.25 + 5$	10.00 m

〔N o. 19〕 防火地域又は準防火地域に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準防火地域内にある木造建築物等に附属する高さ3mの門は、延焼防止上支障のない構造としなければならない。
2. 防火地域内において、外壁が耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 防火地域内において高さ2mの塀を設ける場合、その塀を木造とすることができる。
4. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、原則として、その全部について防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
5. 防火地域内において、2階建て、延べ面積90m²の一戸建て住宅は、耐火建築物としなければならない。

〔N o. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 木造2階建て、延べ面積250m²の共同住宅を新築する場合、原則として、完了検査の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該共同住宅を使用することができない。
2. 確認済証の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。
3. 建築物について建築基準法第20条の規定に違反した場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者等のほか、当該建築主に対しても刑が科される。
4. 建築物の敷地が異なる用途地域の内外にわたる場合、建築物の用途については、その敷地の全部について敷地の過半の属する用途地域の規定が適用される。
5. 災害があった場合において公益上必要な用途に供する応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、原則として、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。

〔N o. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、木造2階建て、高さ13m、軒の高さ9m、延べ面積250m²の店舗の新築の設計及び工事監理をすることができる。
2. 木造建築士は、原則として、二級建築士でなければ設計をしてはならない木造の建築物に関する鑑定業務を行うことができる。
3. 木造建築士は、他の木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該木造建築士の承諾を求めなければならないが、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 木造建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主事に報告しなければならない。
5. 建築士事務所に属する木造建築士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、登録講習機関が行う所定の定期講習を受けなければならない。

〔N o. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名の変更を指定事務所登録機関（都道府県知事が指定事務所登録機関を指定していないときは、都道府県知事）に届け出る場合には、3月以内に行わなければならない。
2. 建築士事務所の開設者が保存しなければならない設計図書の保存期間は、作成した日から起算して10年間である。
3. 建築士事務所の管理建築士は、当該建築士事務所の業務に係る受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定等の技術的事項を総括するものとする。
4. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。
5. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

〔N o. 23〕 都市計画施設の区域内における次の行為のうち、都市計画法上、都道府県知事等の許可を受ける必要がないものはどれか。ただし、いずれの建築物も地階を有さないものとする。

1. 木造平家建ての倉庫の新築
2. 木造平家建ての事務所の増築
3. 木造2階建ての店舗の新築
4. 木造2階建ての一戸建て住宅の増築
5. 木造2階建ての共同住宅の改築

〔N o. 24〕 法律とその目的に含まれる事項との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

	法 律	目的に含まれる事項
1.	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理
2.	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化
3.	労働安全衛生法	職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進
4.	特定住宅 ^{かし} 瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護
5.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境の保全及び公衆衛生の向上

〔N o. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、耐震改修には、地震に対する安全性の向上を目的とした敷地の整備は含まれない。
2. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
3. 「消防法」上、住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、原則として、市町村条例に定める基準に従い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置し、及び維持しなければならない。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、建築主は、特定建築物以外の建築物で床面積の合計が300 m²のものを新築する場合、原則として、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。
5. 「建設業法」上、元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

